

＜地域商業機能複合化推進事業（地域の持続的発展に向けた中小事業者等の機能活性化事業）＞ Q & A

I 間接補助事業者、間接補助事業の実施場所について

1 間接補助事業の対象となる事業者はどのような組織・団体ですか。

本事業の対象となる事業者は「商店街等組織又は民間事業者」です。詳細は募集要領4～5ページ1～3. (1) 1) 間接補助事業者を確認してください。

2 複数の事業者による連名申請は可能ですか。

間接補助事業者の条件を満たす事業者による連名申請も可能です。連名で申請する場合は、必要に応じ申請書等の欄や語句等を追加し記入してください。なお、経費の負担や事業の役割分担等、実態の伴った連携体である必要があります。

3 対象となる民間事業者とはどのような組織ですか。

定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、まちづくり会社、DMO（Destination Management Organization）等のまちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる者です。

なお、まちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる者かどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

4 商工会、商工会議所は間接補助事業者として対象となりますか。

一定の商業集積がある地域において他に商店街組織が存在せず、商工会、商工会議所が商店街等組織としての役割を担っていると認められる場合又は複数の商店街等組織を束ねて事業を行う場合は、商店街等組織として対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として対象となります。

5 民間事業者における中小企業者の定義とはどのようなものですか。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社お呼び個人をいいます。定義の概要は下記のとおりです。

(業種：従業員規模・資本金規模)

製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下

卸売業：100人以下又は1億円以下

小売業：50人以下又は5,000万円以下

サービス業：100人以下又は5,000万円以下

※詳しくは、中小企業庁 HP でも確認いただくことができます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

II - (i) 消費動向等分析・テナントミックス構築事業 (ソフト事業)

1 事業のイメージを教えてください。

商店街等において、空き店舗等を活用した創業支援等の実施とともに、顧客の属性・消費動向等を調査分析し、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行う事業です。

AI カメラ、POS、電子決済等を活用したデータ収集体制の構築や、チャレンジショップの実施などにより消費動向等を収集し、得られたデータを分析することで、商店街等における最適なテナントミックス（最適な業種・業態の組み合わせ）を実現するための仕組みを構築いただきます。

2 チャレンジショップは必ず実施することが必要ですか。

チャレンジショップ等の創業支援は必須ではなく一例としてお考えください。

最適なテナントミックスの実現には、消費動向等のデータを取得・分析する必要がありますが、AI カメラ、POS、電子決済等を活用して、商店街等にある集客の核となる施設や、商店街等の複数箇所にてデータ収集体制を構築することも考えられます。商店街等の置かれた環境や課題は多様であると思いますので、最適なテナントミックスに向けてどのようなデータが必要で、どのようにデータを収集するのかはお考えいただければ幸いです。

3 データの調査分析は間接補助事業終了後も継続して実施する必要がありますか。

間接補助事業終了後も継続してデータを調査・分析してください。

間接補助事業者は、間接補助事業を実施する国の会計の終了後5年間、事業の実施効果を報告する必要があります。間接補助事業終了後も継続してデータを調査・分析し、得られたデータを商店街等におけるテナントミックスの改善に活用いただけるような計画を作成してください。

Ⅱ - (ii) 商店街等新機能導入促進事業（ハード事業）

1 事業のイメージを教えてください。

商店街等において、商店街等にはない新たな機能の導入に係る施設整備等を行い、顧客の属性・消費動向や商店街等のエリアへの波及効果等を調査分析するとともに、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行う事業です。

当該施設や商店街等のエリアにおいて、AI カメラ、POS、電子決済等を活用したデータ収集体制の構築などを行うことにより消費動向等を収集し、得られたデータを分析することで、商店街等における最適なテナントミックス（最適な業種・業態の組み合わせ）を実現するための仕組みを構築いただきます。

2 商店街等のエリアへの波及効果の調査分析とはどういうイメージですか。

ハード事業で当該施設の整備したことにより、新たな需要を創出することで、商店街等の消費動向等がどのように変化し、エリアの空き店舗や既存店舗にどのような変化があったのかといった波及効果を分析いただきます。

3 空き店舗や施設などを取得することは可能ですか。

可能です。

なお、根抵当権が設定されている空き店舗等を取得する場合、または、当該空き店舗等の効用を増加させる財産等を整備する場合（整備する当該財産も根抵当権の対象となりうる場合）、それに係る経費は対象となりません。

加えて、施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は対象となりません。

4 賃借物件を活用する場合の注意点等がありますか。

間接補助事業が、賃借物件等、自らが所有権を有しない建物に対して工事であって、当該工事費を間接補助金の補助対象経費とする場合は、当該建物の所有者も連名で間接補助金の申請者となるようにしてください。当該建物について効用の増加した部分は当該建物の所有者が取得財産等として適正な管理を行う必要があります。

具体的には個別ケースをもって、所管の各経済産業局まで御相談ください。

Ⅱ - (iii) ソフト事業・ハード事業 共通事項

1 ソフト事業とハード事業の違いは何ですか。

建物の構造変化を伴うような工事を行う場合はハード事業、構造変化を伴わない軽微な場合はソフト事業と整理しております。

なお、ソフト事業は、①事業計画の策定にあたり、仮説でも構わないこと、②施設整備費を使用することができないこと、ハード事業は、①事業計画に策定にあたり、仮説ではなく、しっかりとした調査などに基づいてもらう必要があること、②施設整備費を使用することができること、などの特徴がありますが、間接補助事業の内容は似ている部分も多々あります。

ただし、補助率や補助上限額の違いがありますので、どちらで申請されるのかは十分御検討いただければ幸いです。

なお、ソフト事業においても、取得財産によっては維持管理していただく必要がありますし、交付申請内容によっては、処分制限期間内も継続して事業を継続していただく必要があることについても御留意ください。

2 事業実施前に準備すべきことは何ですか。

間接補助事業によって、商店街等のニーズや新たな需要を調査することになるため、当該間接補助事業が効果的なものになるよう、商店街等に考えられるニーズ等をあらかじめ整理していただく必要がございます。

3 「外部人材活用・地域人材育成事業」との連携は必須ですか。

「外部人材活用・地域人材育成事業」は、先行事例の調査・分析や、最適なテナントミックスを実現するためのガイドライン等の作成、外部の専門人材を活用したワークショップ等を行う、経済産業省の委託事業です。

本委託事業から「地域商業機能複合化推進事業」の採択事業者（間接補助事業者）に対し専門家を派遣させていただきます。専門家から効果的なデータの分析方法等を含む事業の構築や運営方法に対して助言をいただきますので、専門家の意見を踏まえながら事業を実施してください。

なお、採択事業者（間接補助事業者）に費用負担は発生しません。詳細は募集要領 18 ページ 9 - 2. 間接補助事業における留意事項を確認してください。

4 地方公共団体所有の物件も賃借等で活用可能ですか。

本事業は商店街等組織を含む民間団体に対する支援であり、地方公共団体に対する支援ではないため、地方公共団体に対する支援と認められる利益の提供、資産の増加といった取組は補助対象外となります。

Ⅲ 補助対象経費、補助金額について

1 応募時の要望金額がそのまま補助されるのですか。

採択された場合においても、予算の都合等により要望金額が減額される場合があるほか、経費の内容を精査した結果、交付決定、確定時に補助金額が減額される場合があります。

2 光熱水費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料は補助対象となりますか。

ソフト事業・ハード事業ともに補助対象となりません。

3 広報費、印刷製本費は補助対象となりますか。

ソフト事業については補助対象となりますが、ハード事業は施設整備等を行う事業であり、広報、印刷を想定していないため、対象となりません。

4 複数の連名での申請の場合、連名者間での受・発注は補助対象となりますか

連名で申請する間接補助事業者は、各々事業の企画・運営等にあたることとなり、いわば事業の実施主体となります。このため、事業の実施主体内での受・発注にあたるものは補助対象となりません。

※建物の所有者が間接補助事業者として共同（連名）申請を行う場合、当該所有者に支払う店舗等賃借料も間接補助対象経費に計上することはできません。

5 消費税は補助対象となりますか。

消費税は補助対象となりません。

詳細は募集要領 17 ページ 7 - 3. 間接補助対象経費からの消費税額の除外を確認してください。

6 応募申請書や交付申請書を作成する経費は補助対象となりますか。

当該事業の提出書類（応募申請書や交付申請書等）の作成にかかる経費は補助対象となりません。

7 施設整備等に係る設計費、測量試験費、地盤改良費は補助対象となりますか。

ハード事業において施設整備費は補助対象となりますが、施設整備等に係る設計費、測量試験費、地盤改良費は補助対象となりません。

8 間接補助事業者の自己負担分に対して、地方公共団体がさらに別途補助することはできますか。

本事業においては、地方公共団体（都道府県及び市町村）から間接補助事業者への補助率を明示的に規定しているため（ソフト事業は5 / 6以内、ハード事業は3 / 4以内）、間接補助事業者の自己負担分を補助することは認められません。

IV 申請手続き等について

1 定性的な目標はどのようなものを設定するのですか。

計画いただいた商店街等のあるべき姿に向け、中長期的に目指す内容（来訪者数の増加、回遊性の向上、新規テナントの誘致 等）を設定いただきます。本事業実施後5年間にどのような取組を継続し、どのようなPDCAサイクルを回していくのかをご検討ください。

2 定量的な目標はどのようなものを設定するのですか。

計画いただく最適なテナントミックスの仕組みづくり等を実現するための目標（例：商店街内の店舗数、商店街内の空き店舗数（率）、商店街内の新規創業店舗数、商店街内の雇用人数 等）を設定いただきます。把握方法等に指定はありませんが、実施体制の関係者などと連携しながら実現可能な目標設定を行ってください。なお、推計での計上はできません。

また、補助事業終了後の事業実施効果報告に当たっても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法（把握方法等）を用いてください。

V その他

1 事業実施期間中にどこまで実施すれば良いですか。

施設整備が完了するだけでなく、事業によって得たデータの収集・分析体制の構築や、最適なテナントミックスの実現に向けた需要構造に適した供給体制の仕組みの構築を行っていただきます。

事業完了後も、継続的に調査、分析を行い、最適なテナントミックスに繋げていただきます。

2 応募書類の申請方法について教えてください。

経済産業省では、補助金申請手続のワンストップ化と完全電子化を推進しています。応募書類は、原則として jGrants（J グランツ。補助金の申請・届出ができる電子申請システム。）から申請してください。

※災害その他これらに準ずるやむを得ない事由がない限り、jGrants から御申請ください。

※jGrants の申請に必要な G ビズ I D ができるまでには 2～3 週間ほど時間がかかりますので御注意ください。

jGrants ホームページ：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

3 補助対象事業はいつまでに完了すれば良いですか。

補助事業者（地方公共団体）による補助対象事業が令和 5 年（2023 年）3 月 31 日（金）までに完了するものに限りです。

上記事業完了には、間接補助事業者への間接補助金の支払いも含まれますので、間接補助事業の期間について、上記期限に間に合うよう御注意ください。

4 交付決定日前に事業を開始した場合も対象となりますか。

交付決定日前に事業を開始した場合（発注、注文、契約等）は、その経費は対象外となります。

5 補助金申請に当たり「金融機関との連携」することによるメリットはありますか。

地域の金融機関は多様なノウハウを有しており、金融機関による客観的な事業性の評価や事業計画への助言を行っていただくことで、事業の実現可能性や継続性を向上させることが期待されます。

このため、金融機関からの融資に限らず、ビジネスマッチングや資金調達のアドバイス、事業性の評価等の支援を受けている場合は、採択の審査において加点することとします。

6 補助金申請に当たり「地方公共団体の創業支援等事業との連携」することによるメリットはありますか。

産業競争力強化法に基づき市区町村が策定している創業支援事業計画や、都道府県又は市区町村が独自に実施している創業支援等事業と本事業を連携して取り組む場

合、採択の審査において加点することとします。

7 補助金申請に当たり「地域商店街活性化法」による認定のメリットはありますか。

「地域商店街活性化法（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律）」の認定計画に基づく事業を実施する場合は、採択の審査において加点することとします。

8 補助金申請に当たり「中心市街地活性化基本計画」に位置づけられていることによるメリットはありますか。

「中心市街地活性化基本計画（中心市街地活性化法）」の認定計画に基づく事業を実施する場合は、採択の審査において加点することとします。

9 補助金申請に当たり「商店街活性化促進事業計画」に位置づけられていることによるメリットはありますか。

「商店街活性化促進事業計画（地域再生法）」の認定計画に基づく事業を実施する場合は、採択の審査において加点することとします。

10 補助金申請に当たり「地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する事業者である場合のメリットはありますか。

「地域再生エリアマネジメント負担金制度（地域再生法）」を活用する間接補助事業者である場合は、採択の審査において加点することとします。

11 従業員の賃金の引上げは、どのような場合が加点措置の対象になりますか。

給与支給総額年率 1.5%以上の増加、又は事業場内最低賃金 + 30 円以上の増加、又はそれと同等の賃金の引上げ実績を行う場合、採択審査にて加点措置を行います。

確認書類として、従業員への賃金の引上げに係る誓約書、現在支給している賃金が分かる賃金台帳等を添付してください。

ただし、間接補助事業が完了した翌年度に誓約書の内容が達成できなかった場合は、各経済産業局、又は地方公共団体が指導を行います。

12 上記の同等の賃金の引上げの実績の具体例を教えてください。

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ績の確認の運用について」において従業員の賃金の引上げに関する同等の実績として、次のようなことが認められております。

- ・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・ 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者が除かれたもので給与総額等を評価する。
- ・ ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる従業員等が除かれたもので給与総額等を評価する。
- ・ 働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等が除かれたもので給与総額等を評価する。
- ・ 災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用が除かれたもので給与総額等を評価する。
- ・ 業績に応じて支給する一時金や賞与等が除かれたもので給与総額等を評価する。

本事業においても「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ績の確認の運用について」の具体例を参照しながら、加点措置の判断を行います。

1 3 事業終了後、数年間にわたり実施効果を報告する必要があるのですか。

事業実施効果を適切に把握するため、事業終了後、交付決定の通知を受けた日の属する国の会計年度の終了後5年間、必ず事業実施効果を報告していただく必要があります。

また、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業に係る事業効果の詳細な内容等について報告しなければなりません。

以上